

日行連発第 1808 号  
令和 7 年 3 月 26 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
国際・企業経營業務部  
部長 水野 晴夫

種苗法施行規則の一部を改正する省令、種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行について（周知）

今般、農林水産省から、標題の件について周知依頼がありましたので添付のとおりお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【添付】**

- ・種苗法施行規則の一部を改正する省令、種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行について（令和 7 年 3 月 14 日付・6 輪国第 4311 号）
- ・種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要
- ・官報（令和 7 年 3 月 13 日・号外第 50 号）種苗法施行規則の一部を改正する省令
- ・官報（令和 7 年 3 月 13 日・号外第 50 号）種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件